

(3) 「商品化許諾契約」の解説 及びその留意点

平成 20 年度著作権委員会第 1 部会

鈴木 康仁



1. はじめに

アニメ・漫画・ゲーム等の登場人物やキャラクターは、一定の消費者層に対して顧客吸引力を有し、商品価値を有している。特に、アニメやゲームは、その制作に投資を必要とし、その資金回収（リクーブ）は本来の作品自体を利用した放送権料収入・DVD 販売やゲームソフトの販売によってなされるが、多くの場合、それだけでは資金回収できず、いまやキャラクターの商品化権ビジネス（マーチャンダイジング）が資金回収手段の大きな柱となっている。一般に、アニメ・漫画・デザイン等は、美術又は映画の著作物として著作権法により保護されるので第三者は無断で利用することはできない。したがって、これらを自社商品等に利用しようとする場合には、著作権を有する者から複製等の許諾を得る必要があり、その場合に締結されるのが、「商品化許諾契約」又は「キャラクター商品化ライセンス契約」である。

ここで、「商品化」とは、漫画、アニメ等の主人公や登場人物のいわゆるキャラクターを利用して玩具、文具、衣類等を製造・販売することであり、その商品化の権利は「商品化権」と呼ばれライセンスビジネスにおける財産的な権利と考えられている。キャラクターとは、漫画等の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいべき抽象的な概念とされている（ボパイ・ネクタイ事件：最高裁平成 9 年 7 月 17 日 <平成 4 年（オ）第 1443 号>）。したがって、キャラクターそれ自体が思想又は感情を創作的に表現したものとはいえないことから、著作権法により直接的に保護されるものではない。しかし、キャラクターがアニメ・漫画・映画・美術等として具体的に表現された場合には著作物として保護を受けることが可能であるので、キャラクターの商品化許諾については著作権法がその中心的役割を果たしているといえる。また、契約に関する民法の規定「第三編第 2 章契約」、意匠法、商標法、不正競争防止法、独占禁止法、製造物責任法等にも留意

する必要がある。

アニメ、漫画等の著作物に係る著作権は、原作者である漫画家やアニメ制作会社が有していると考えられるが、本契約では、著作権者は自己の著作権の管理を著作権管理者である「甲」に委託しているため、著作物の利用許諾は著作権者からではなく、著作権管理者（通常は事業団体）から受ける契約となっている。

契約は、締結に至るまでの過程において当事者双方合意のもと契約内容の変更・修正などの契約交渉を重ねて締結されるのが原則である。しかし、商品化許諾契約では、著作権管理者が予め契約書の雛形を作成しておき、利用態様や対象商品等に応じてその都度若干の修正を加えた上で、ライセンサーの同意を得て契約を締結するという附合契約的なものが多く、ライセンサーには交渉権がない場合が多い。

したがって、契約締結にあたっては、ライセンサーは事前に契約内容を十分に把握して契約締結のメリットがあるか否かを検討することが必要であり、また、ライセンサーにとっては、管理している著作物のイメージ・信用等が毀損されないよう注意すべきである。

2. 商品化許諾に関する契約書例及び解説

商品化許諾契約

＊＊＊＊を甲、＊＊＊＊を乙とし、甲が管理する著作物「〇〇〇〇」（以下、「本著作物」という。）の商品化に関し、両者の間で次の通り契約を締結する。

第 1 条（商品化の許諾）

- 甲は、本著作物の正当なる著作権管理者として、乙に対し、乙が製造販売する本契約書付属「別表」記載の商品（以下、「本商品」という。）及び、本商品に関連した宣伝、広告ならびに販売促進物等に本著作物の部分（その題名および登場するすべてのキャラクターの名称及び形状を含む）を使用することを許諾する。

2. 乙が、本契約に基づいて製造販売する本商品に関する許諾条件の明細は、本契約書末尾に記載の通りとする。
3. 甲は、本契約の有効期間中、本商品と直接競合するような第三者の商品に対しては、本著作物を使用することを許諾しない。ただし、乙が同意をした場合にはこの限りでない。
4. 本契約による本著作物の使用権は、乙自らが使用するものとし、乙はこの使用権を他の第三者に譲渡し又は再許諾し、あるいは担保に供してはならない。

重要度☆☆☆

解説

本契約は、著作物の利用許諾を受けてその著作物を自社の商品に利用して販売しようとする「乙」と、著作物を管理している「甲」（著作権者ではない）との間で締結される契約であり、「甲」がライセンサーで、「乙」がライセンシーである。

ここで、「使用することを許諾する」とは、本著作物の複製物を作成し、乙の商品にその複製物を利用すること、すなわち、著作権者の有する複製権（著作権法21条）に基づく許諾である。「利用」と「使用」という用語は意味が異なるので区別すべきとの見解もあるが、本契約においては、これらの用語を使い分ける実益はないと思われる。

第1項は、利用許諾する著作物について規定している。前述の通り、「キャラクター」そのものは抽象的な概念とされ具体的に表現したものではないことから著作物として扱われない（前記ポパイ・ネクタイ事件：最高裁平成9年7月17日<平成4年(オ)第1443号>）。したがって、本項では、「本著作物の部分（その題名及び登場するすべてのキャラクターの名称及び形状を含む）」という文言を用いている。この文言から、本著作物は漫画であり、その登場人物等を乙が文具・衣服・装飾品等に利用して商品化する契約と思われる。

第2項は、乙が本著作物を利用することができる商品を明確にするための規定である。具体的には、商品名・小売価格・使用料などが定められる。商品化可能な商品を予め明確にしておき、甲乙間で無用な紛争が生ずるのを未然に防止するための規定といえる。商品化を許諾する商品の種類によって異なる条件が定められる形式になっている。

第3項は、甲は、乙に著作物の利用を許諾した商品と直接競合する商品を販売している第三者に対しては、本著作物の利用許諾をできない旨の規定である。

この規定により、乙に商品化を許諾する商品については、乙に対して独占的商品化権を与えたものと考えられる。

第4項は、乙にはサプライセンス権等がないことを明確にした規定である。「乙自らが使用するものとし」との記載があるが、商品の製造を乙の手足機関としての下請けに行わせる場合までも禁止されてはないと解される。

（なお、本稿では付属「別表」の掲載は割愛させて頂いた。）

第2条（販売地域）

乙の本商品の販売地域は日本国内のみとする。乙は本商品が第三者を介して海外に輸出されることを知りえた場合は、同第三者に本商品を販売してはならない。

重要度☆☆

解説

日本のみでの販売が許諾されているので、外国での販売は契約違反となる。製造場所については明記されていないので、コストの安い海外で製造し日本国内に輸入して日本で販売することまでも禁止されてはないと解される。

商品化権は、それぞれの国毎に設定される場合が多い。この場合、各国間や各地域間の物価格差等に鑑み、それぞれの国や地域毎に価格設定がなされる場合がある。言語的な障壁はあるとはいえ、商品化のライセンシーが異なる場合は、例えば日本国内での純正品が外国に輸出された場合は、当該国での他のライセンシーの商売に影響を与えることが考えられるため、かかる規定においてこれを防止することが望ましい。

第3条（契約期間）

1. 本契約は、甲乙両者が記名捺印した日に効力が発生し、本契約第18条によって解除されないかぎり、本契約書付属「別表」記載の販売予定期が含まれる月の1日（本商品が複数の種類にわたり、販売予定期が異なる場合は、最も早い販売日が含まれる月の1日）から満1年間を経過する日まで効力を有する。但し、第10条により販売延期が承認された場合は、延期された販売予定期が含まれる月の1日から満1年間を経過するまで効力を有する。
2. 甲及び乙は、前項に定める契約期間満了日の2ヶ月前に合意し、別途契約を交わした場合、本契約を同一条件で更に1年間更新することができる。

重要度☆☆☆

解説

許諾契約で契約期間を定めないケースは極めて稀であり、本契約も契約の有効期間を定めている。第1項は、契約期間の始期についての規定である。原則として、許諾商品の販売予定日が属する日の月初が始期であり、終期は始期から満1年を経過する日である。複数の商品が許諾され商品毎に販売予定日が異なる場合には、最も早い販売予定日の属する月の月初が始期となる。

第2項は、本契約は当事者の合意により更新が可能である旨の規定であり、この種の契約では頻繁に用いられる規定である。更新期間は1年間であり、その後については言及がないので、当該1年の経過後に本契約の契約期間は満了するものと解される。その後も更に更新可能にする場合には、「……1年間更新することができ、その後も同様とする」などの文言も加えておく必要がある。

第4条（使用料）

- 乙は甲に対し、本契約書末尾に記載の通り、最低保証使用料を現金で支払う。
- 乙が、本契約書付属「別表」記載の最低責任製造量を超えて本商品の追加製造をするときは、製造を開始する前に、その旨を甲に申請し、甲の承認を得て、追加製造数量に対する使用料を甲に支払うものとする。
- 前項の追加製造数量に対する使用料は、申請の翌月末までに支払うものとする。
- 乙が、本契約書付属「別表」に記載した各品目の小売価格を変更するときは、文書によりその旨を甲に申請し、甲の了解を得なければならない。価格の値上げを行う場合には、乙は甲に対し、遅滞なく使用料の差額を支払わなければならぬ。
- 乙が、本条に基づいて甲に支払った使用料は、いかなる理由によっても返還を請求することはできない。

重要度☆☆☆

解説

本条は、乙が甲に支払うべき使用料についての規定であり、契約の成否を左右する重要な事項の一つである。

第1項は、乙が製造・販売する商品の数量とは無関係に、乙は一定の金額を「最低保証使用料」（ミニマムペイメント）として甲に支払う義務があることを規定している。一般に、このミニマムペイメントとランニングロイヤリティー（販売数量に応じた金額）が使用料とされる場合が多い。

第2項は、乙が、所定の製造数量を超えて商品の製造を希望する場合には、甲の承諾が必要である旨の規定である。本契約では、乙が製造すべき商品の最低限の数量が定められているので、甲は、ランニングロイヤリティーとしてある程度の収入金額の予測が可能である。最低限数量を超えて乙が商品を製造した場合にも使用料を徴収できるようにするため第2項を設け、第3項で甲への申請の翌月末までに当該使用料を支払う義務を課している。

第4項は、乙が小売価格を変更する場合には事前に甲の了解が必要であることを定め、乙から甲への支払い金額（使用料）が甲の知らない間に減少するのを防止している。甲は、乙からの小売価格の変更申請を了解するにあたり、独占禁止法2条6項、19条の不公正な取引方法（優越的地位の濫用等）とされないような配慮が必要であろう。第5項では、使用料の返還は一切行わないことを明確にしている。

第5条（計算報告及び検数証紙）

- 乙は甲に対し、毎年5月末日および11月末日の年2回、前6ヶ月間の本商品の製造・販売数量をその金額を記載した計算報告書を提出しなければならない。
- 乙は、甲から文書による免除を受けないかぎり、本契約に基づいて製造する商品に甲の交付する検数証紙を貼付しなければならない。甲は、隨時、乙に交付した検数証紙の残数を確認することができる。
- 乙が、第4条に基づく追加製造申請書に虚偽の事実を記載したり、追加製造申請の許可を得ずに本商品の製造を開始し、本来甲に支払うべき使用料を支払っていないことが発覚したときは、本契約が甲により解除されるか否かを問わず、乙は甲の請求があり次第、直ちに違約金として、使用料未払いの本商品1部毎にその希望小売価格相当額を支払わねばならない。

重要度☆☆☆

解説

本条は、乙の製造に係る商品の製造・販売実績を、乙は甲に報告する義務があることを規定している。

第1項は、半年毎に計算報告書による報告を義務付けている。甲は、乙の製造数量を把握するために乙に「検数証紙」を交付し商品への貼付を義務付けており、隨時、その残数をチェックできることが明記されている（第2項）。「検数証紙」（いわゆる証紙）は収入印紙、収入証紙等の公的なものではなく、ライセンサー甲が発行する私的なものであり、乙の製造・販売

する商品の数を甲が正確に把握できるようにするためのものである。商品によっては省略される場合も多いが、絵画の複製物などには利用されているようである。

第3項は、乙が製造数量を偽った場合、又は所定の使用料を払わなかった場合の違約金についての規定であり、違約金は商品1個当たり小売価格相当額とされている。違反した場合の制裁を厳しくすることにより、乙の虚偽申請等を抑止するための規定といえる。



第6条（帳簿の閲覧）

乙は、甲の申請があったときは、本商品の製造販売、販売数量、価格等を証するため、乙の営業時間内に限り本商品に係る営業帳簿・伝票等の閲覧に応じ、かつコピーを提出する。

重要度☆☆

解説

甲が、乙の売上げ等の正確性を確認できるようにするための規定である。

第7条（品質管理）

- 乙は、本契約に基づいて、本商品を製造し、販売し、あるいは宣伝を行うときは、本著作物で社会的・教育的に悪影響を与えるような扱い方をしてはならない。また、甲ならびに本著作物の著作権者の名誉、社会的評価、品位と信用を毀損しないよう留意し、みだりに本著作物を改変したり、イメージを害するような扱い方をしてはならない。
- 乙は、甲が供給する、又は乙が制作し甲が承認する本著作物の原型・原画・原稿等を使用して本商品を製造しなければならない。これらの原型・原画・原稿等を制作する費用は、乙が負担するものとする。
- 乙は、本契約に基づいて製造する本商品の見本を、ラベル、包装、容器等とともに甲に各2部を提示し、甲の監修及び承認を受けなければ本商品の製造及び販売を開始してはならない。甲は乙が提示した本商品の見本を監修し、合理的な範囲で、乙の費用負担によりその修正を求めることができる。

- 乙は、前項に定める甲の承認を受けたのち、製造した本商品の完成品5部を、販売を開始する前に無償で甲に提出しなければならない。
- 乙は、本商品の製造に使用した本著作物に関する原型・原画・原稿等を、製造後ただちに、甲に引き渡さなければならない。

重要度☆☆☆☆

解説

本条は、甲が管理する著作物のイメージ・信用等が害されるのを未然に防止するための規定である。

第1項は、乙は著作者の名誉等を侵害するような利用、及び著作者の同一性保持権を侵害してはならない旨の規定である。これらを担保するため、乙が商品を製造する場合には、甲の承認を得た著作物の原型等を使用しなければならず（**第2項**）＜製造後ただちに返還義務あり（**第5項**）＞、乙は商品を製造する前に見本を甲に提供してその承認を得なければならないとされる（**第3項**）。また、**第4項**では、商品の完成品を甲に提供させることにより、甲は乙が市場で販売する商品が適正か否かをいつでもチェックできるようにしてある。

第8条（販売促進）

- 乙は、本商品の販売促進物を製作する場合には、事前にその見本を甲に提示し、甲の承認を得なければならない。
- 乙が、景品その他特定の販売促進物に本著作物を使用する場合、甲は別個に使用料を徴収することができる。

重要度☆☆☆☆

解説

販売促進物にも本著作物を利用することは許諾されているが（1条1項）、本条は乙が「販売促進物」を作成する場合には、事前に甲の承諾が必要である旨の規定である。販売促進物を通じて本著作物のイメージが害されるのを未然に防止するための規定である。

第9条（著作権表示および出所の明示）

- 乙は、本契約に基づいて製造販売する本商品及び販売促進物に、下記の著作権表示を、甲が指定する方法で明示しなければならない。
© * * * * / * * * *
- 乙は、本契約に基づいて製造販売する本商品及び販売促進物に、甲の承認を得た方法によって、乙の製造販売に係る旨の出所の表示を行わなければならない。

重要度☆☆☆☆

解説

乙が製造・販売する許諾商品（販売促進物も含む）に表示される著作権者は乙ではなく、別に著作権者が存在することを明示させ、購買者の誤認混同を防止するための規定である。著作権法では、© * * * * * / * * * * * ©マーク、発行年、著作権者名）の表示は義務付けられていないが、このような出所表示方法は広く利用されているので、それに倣ったものである。なお、我が国の慣習では©マークに表示される氏名や会社名は必ずしも著作権者を示しているわけではなく、商品化権についての管理を任されている出版社や企画会社などがここに名を連ねることがある。

第 10 条（本商品の販売開始）

乙は、本契約締結の日から 6 ヶ月以内に本商品の販売を開始しなければならない。6 ヶ月以内に本商品を販売できないときは、乙はその理由を明記した文書をもって販売延期を甲に申請し、甲の承認を得ない限り、乙は本契約第 1 条で許諾された権利を失う。

重要度☆☆☆

解説

乙に販売できないとする相当な理由がない限り、契約締結日から 6 ヶ月以内に乙に販売開始義務を課すことにより本契約の実効性を担保するための規定である。いつまでも乙が販売しないと、商品化を許諾した意味がなくなるからである。

第 11 条（商標および意匠登録）

乙は、本著作物に係る商標あるいは意匠の登録を自己の必要によって登録出願するときは、甲を名義人とし、乙の費用負担で行い、それらの権利は甲に帰属するものとする。この場合、本契約期間中に限り、甲は、乙に無償でその通常使用権があることを認める。

重要度☆☆

解説

本著作物に係る題名、キャラクター等について、商標登録又は意匠登録をする必要があるか否かは乙の判断で行うとする念のための規定である。本契約 15 条 2 項により、本著作物が第三者の権利を侵害した場合には、甲の責任において対応されるため、乙が当該題名、キャラクター等について商標登録等を受ける必要性は少ないと思われるからである。

本条に基づき取得された商標権・意匠権が侵害された場合の取り扱い、本契約期間満了後の当該商標権・意匠権の帰属については規定されていないが、これら

についても明記しておく方が望ましい。

なお、本条とは直接の関係はないが、乙は、本契約 14 条 1 項により第三者の意匠権等を侵害しないよう義務付けられているので、乙が製造販売する商品の形状等については、乙は自ら必要な調査を行い、本商品の販売に支障がないようにしておく必要がある。

第 12 条（出版およびテレビ放送による事情変更）

1. 本著作物が、著作者あるいは編集・出版上の事情により、連載中止、あるいは内容の変更等が行われた場合でも、乙は何人に対してもいかなる苦情の申し立てても行わない。
2. 本著作物が、テレビ番組として放送することが決定し、スポンサー等の事由によりやむを得ない事態が発生した場合、甲と乙と誠意をもって協議し本契約を解除することができる。

重要度☆☆☆

解説

本条は、本契約の基礎となる漫画の連載が中止となつた場合等、本著作物の顧客吸引力の低下を招くような事態、つまり、本著作物が有する顧客吸引力を期待する乙にとって不利な状況になった場合の甲の免責規定である。

第 1 項で、乙はそのような事態を容認する義務があることを明確にし、第 2 項では甲乙の協議により本契約が解除できることを規定している。

第 13 条（第三者による権利侵害）

1. 乙は、本著作物の著作権を侵害し、又は、本契約に基づく商品化事業に対して不正競争を行う者を発見した場合には、ただちにそのことを甲に通知し、これに対する、甲の措置に必要な協力をしなければならない。
2. 甲は、乙から前項に基づく通知を受けた場合には、当該第三者の侵害行為に対し、適切な措置をとるよう最善の努力をしなければならない。

重要度☆☆

解説

本契約の基礎となる著作権が侵害された場合等には、甲及び乙が協力して対応する旨の規定であり、定型的な規定である。

第 14 条（乙による権利侵害）

1. 乙は、本契約に基づく本商品の製造販売に当たり、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の権利を侵害してはならない。

2. 乙が、第三者の権利を侵害し、乙が製造者としての責任を問われ、又はこれらに関連した紛争が発生したときは、乙は自己の責任においてこれを解決し、甲に迷惑をかけない。

重要度☆☆☆

解説

乙による許諾商品の製造・販売が、第三者の特許権等を侵害した場合には、乙のみがその責任を負うことを明確にした甲にとっての免責規定である。乙は、特に他人の意匠権を侵害することがないよう必要な措置を講じておく必要がある。

第15条（免責事項）

1. 乙が、本契約に基づき製造販売する本商品に関し、本著作物自体に基づかない営業上の損害や第三者による権利侵害が生じた場合、甲は乙に対し、いかなる責任も負わない。
2. 乙が、本契約に基づき製造販売する本商品に対し、第三者から、本著作物が第三者の権利を侵害するとの理由で損害賠償あるいは差し止め請求等を受けた場合、乙はただちにこのことを甲に通知する。この場合、甲は、乙の協力を得て、甲の責任と費用負担においてその請求を処理し、乙に損害を与えないものとする。

重要度☆☆☆☆

解説

第1項は、乙の製造する商品について、本著作物と因果関係のない損失等が乙に生じた場合の甲の免責規定である。逆に、第2項は、本著作物が第三者の権利を侵害した場合には、甲の責任において対応し乙には損害を与えない旨の規定である。本著作物に欠陥があった場合には、著作権管理者としての甲のみが責任を負うことを明確にした規定であり、この規定により乙は安心して本著作物を利用できることになる。

第16条（PL保険の付保）

1. 本商品が万一の事故により第三者の生命・身体・財産等に対して発生させる損害を補填するため、乙は、本契約の有効期間中及び期間終了後3年間、本商品に関し製造物責任保険等の保険（以下、「PL保険」という。）を、乙の費用と責任において、必要かつ十分に付保するものとする。
2. 乙は、前項に基づくPL保険の付保の有無に拘わらず、万一前項の事故に関して甲及び本著作物の著作者に損害が生じたときは、そのすべての損害をただちに賠償しなければならない。

重要度☆☆

解説

許諾商品（「本商品」）の製造は乙が行うため、その商品に瑕疵があった場合には乙が製造者として製造物責任（Product Liability）を負うことになる（製造物責任法2条3項）。そのような場合に保険金により損害を賠償できるようにするための規定であり、乙は自己負担でPL保険に加入しなければならない（第1項）。

また、乙の製造した商品の瑕疵により甲又は本著作物の著作権者に損害を与えた場合には、損害のすべてを乙が賠償する義務が課されている（第2項）。

第17条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約の内容並びに本契約に関して知り得た相手方の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

重要度☆☆

解説

契約一般に通じる定型の規定である。ノウハウ等の秘密保持契約であれば、より厳密な契約が求められる。もし商品化権契約に付随して販売方法や商品にノウハウがあるとすれば、別途秘密保持契約を結んでおくことも必要であろう。

第18条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反したとき、又は本契約を継続することができない重大な背信行為があったときは、相当の期間を定めて催告のうえ、係る期間内に係る違反が是正されない場合、本契約を解除することができる。本項の解除は、損害賠償の請求を妨げない。
2. 乙が、次の各号の一つに該当する場合、甲は乙に対する催告手続を要しないで、本契約を解除することができる。この場合、甲が損害を被ったときは、乙は甲に対し遅滞なく損害を賠償しなければならない。
 - ①乙が契約上の支払い債務につき履行を怠ったとき。
 - ②乙が本契約第10条により、本契約第1条によって許諾された権利を失ったとき。
 - ③乙が本契約の第1条2項及び4項、第2条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第11条、第13条1項、第14条、第15条2項、第16条、第17条のいずれか一つに違反したとき。
 - ④乙が、支払いの停止となり、又は乙に破産、和議、会社整理、会社更生手続開始、特別清算開始の申し立てがあったとき。
 - ⑤乙が不渡り手形を出したり、又は銀行から取引停止処分を受けたとき。
 - ⑥乙が監督官庁から営業取消し、停止等の処分を受けたとき。

(3) 「商品化許諾契約」の解説及びその留意点

- ⑦乙が差押・仮差押・仮処分・強制執行若しくは競売等の申し立てを受け、又は公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受けたとき。
 - ⑧乙が資本減少・合併・解散・営業の廃止あるいは営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い又は資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じたとき。
 - ⑨前各号のいずれかの事由が発生するおそれがあると甲が判断し、その旨の通知を乙に発送したとき。
3. 本契約が解除された場合、甲は乙が甲に支払った金員を乙に返還しない。

重要度☆☆☆

解説

本条は、本契約が期待通りに履行されなかっただけでなく、本契約を終了するための手続き規定である。履行遅滞等による解除権は契約当事者双方に認められており、当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方はその契約を解除することができるとされている（民 541 条）。

第 1 項は、債務不履行の場合の規定である（民 541 条）。甲または乙のいずれかの事前催告により本契約を解除できる。催告とは、債権者が債務者に対して相当の期間を指定して債務の履行を促すことであり、相当の期間は、債務の性質、契約当事者の関係、債務者の社会的立場等の客観的事情を考慮して定められる。第 2 項は、乙に一定の事由が生じた場合に甲は催告手続きなしに本契約を解除できる旨の規定である。例えば、乙が契約締結から 6 ヶ月以内に販売を開始しない場合（10 条）、許諾されていない商品を販売した場合（1 条 2 項）などである。乙が債務履行不能になった場合には、甲は催告なしで本契約を解除できるように手当をしている（民 543 条）。

第 3 項は、一旦乙が甲に支払った使用料等については、甲に返還義務がない旨の確認的な規定である。

第 19 条（残債務の支払い）

乙に第 18 条各号の一つが生じたとき、乙に残債務がある場合は、乙は甲に対し即時全額を支払うものとする。

重要度☆☆

解説

解除権の行使により本契約が解除される場合、乙に残債務の支払い義務を課したものである。

第 20 条（遅延損害金）

第 4 条 1 項、3 項及び 4 項に定める弁済期限到来後の遅延損害金は、年※% の利率とする。

重要度☆☆

解説

定型的な規定である。遅延損害金の利率は、民事法定利率は年 5%（民 404 条）、商事法定利率は年 6%（商法 514 条）となっている。しかし、これら法定利率と異なる約定利率で合意することも認められているので、通常は法定利率より高い利率として（例えば 20%）支払遅延を抑制することが行われる。但し、利息制限法には遅延損害金利率が規定されているので注意が必要である。

第 21 条（契約の終了後もしくは失効後の本商品の取扱い）

1. 乙は、本契約有効期間終了後、又は解除後に本商品を製造・販売・頒布することはできない。但し、契約期間満了時に乙が本商品の仕掛品又は在庫品を有する場合、乙はその数量を文書で甲に通知し、期間満了後 60 日以内に限り本商品を販売することができる。
2. 乙が本契約期間満了時より 60 日を経過した後に、本商品の在庫品を有する場合、それらの商品の処理については、甲の指示に従わなければならない。

重要度☆☆

解説

本契約はあくまで製造とそれに続く販売の許可をセットにした契約であり、在庫が残ってしまった場合はそれがいつまでも市場に影響を与えることを防ぐための規定であり、契約期間後の販売を明確に禁止する一方で、在庫処分に猶予期間を与える規定である。本契約が効力を失った場合には、乙は許諾商品を製造・販売できない旨の念のための規定であり（第 1 項）、在庫品については、乙は甲の了解を得れば契約期間満了後 60 日以内ならば販売できることとし、乙との利害のバランスを図っている。また、当該 60 日経過後の商品の処分権は甲にあることが明記されている（第 2 項）。

第 22 条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、※地方裁判所を専属的合意管轄の裁判所とする。

重要度☆☆

解説

本条も定型規定であり、通常は、ライセンサーであ

る甲の便宜を考えて甲の所在地の管轄裁判所が指定される。もっとも、著作権法が絡む契約であることを鑑み、その判断能力が高い東京地方裁判所または大阪地方裁判所が選択される場合も多い。

第23条（協議）

1. 本契約に関して疑義又は事情変更が生じた場合、あるいは本契約に定めのない事項が生じた場合には、甲及び乙は、信義誠実の原則に従って協議の上解決を図る。
2. 本契約に関して補足又は修正等を行う場合、書面をもって実施する。

重要度☆☆

解説

本条も定型規定であり、契約内容の不足を補うことができるよう正在している。

（許諾条件）

許諾条件

- (1)作品タイトル… _____
- (2)販売期限…平成 年 月 日より
平成 年 月 日まで
- (3)販売許諾期間…平成 年 月 日まで
- (4)許諾商品… _____
- (5)許諾地域…日本国内
- (6)使用料率…小売価格 × _____ %
- (7)最低保証使用料…
(小売価格 × 使用料率 × 最低責任製造数量)
_____ 円也（消費税別）
- (8)同上支払方法…平成 年 月 日支払
現金持参・銀行振込
- (9)特約事項…

3. 参考文献

本項の執筆にあたっては、下記の文献を参考にさせていただいた。

- (1)中山信弘著「著作権法」（有斐閣 2007年）
- (2)作花文雄著「著作権法（制度と政策）第3版」（発明協会 2008年）
- (3)後藤巻則著「契約法講義（第2版）」（弘文堂 2008年）
- (4)岡本 薫著「著作権の考え方」（岩波新書 2006年）
- (5)著作権法令研究会編著「著作権ハンドブック」（社団法人著作権情報センター）
- (6)久保利英明・内藤晴康・横山経通共著「著作権ビジネス最前線」（2003年 中央経済社）
- (7)文化庁のホームページ

（原稿受領 2009.5.13）